

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年12月25日（火）午前8時55分～午前9時9分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。報告事項1「平成31年1・2月の委員会等の予定及び平成31年第1回定例会について」を報告してください。

部 長 閉会中の常任委員会について、建設環境常任委員会を1月30日、社会常任委員会を1月31日、総務文教常任委員会を2月1日に開催する予定です。また、平成31年第1回定例会開催のための会派代表者会議を2月13日、議会運営委員会を2月15日に開催する予定です。

次に、平成31年第1回定例会の日程について、2月21日を初日とし、一般質問は2月28日、3月1日、3月4日の3日間、総務文教常任委員会は3月6日、社会常任委員会は3月7日、建設環境常任委員会は3月8日に開催する予定です。予算特別委員会は3月13日、14日、15日の3日間の予定であり、3月18日を予備日としています。最終日前の議会運営委員会は3月25日に開催し、最終日は3月26日を予定しています。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市公式Instagramページの運用について」を報告してください。

部 長 本件は、狛江市第5次行財政改革推進計画における分野1「市民参加・市民協働」の方針1「情報の共有化と積極的な情報発信」の第1「情報公開・情報提供の推進」の取組項目6「情報発信ツールの拡大と市民・行政が双方向で情報のやりとりができる環境の構築」に基づき、開設・運用を行うものです。

運用主体は企画財政部秘書広報室とし、12月26日からInstagramページによる情報発信、情報管理等を行います。また、今後はInstagramページに投稿するための写真を、共通フォルダを用いて各課に提供していただく仕組みを構築する予定です。

主な配信内容は、市の日常風景やイベント情報で、ハッシュタグ機能を用いた写真コンテスト等を行うことが可能となります。

運用に当たっては、狛江市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、狛江市公式インスタグラムページ運用ポリシーを策定します。

なお、今回の報告に当たり、9月に行われた行政情報化推進委員会に事前に諮り、承認をいただいています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市における居住支援協議会のあり方（中間報告）について」を報告してください。

部長 本件は、狛江市居住支援協議会準備会において、市における居住支援協議会のあり方について協議した内容についての中間報告です。

協議会の設置方式について、任意団体として設置する方式と市の会議体として設置する方式がありますが、任意団体として設置する方式は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第3項の規定の趣旨に合致するものであり、また、協議会の事務局機能を市以外の団体が担うことになった場合においても円滑な移行が可能であるとともに、当該居住支援協議会が居住支援事業を実施するに当たって収益事業を行うことができる等のメリットがあるため、任意団体として設置する方式が望ましいという協議結果となりました。また、協議会の設置根拠は、資料に記載の狛江市居住支援協議会会則（案）を参考に定めることが望ましいという協議結果となりました。

協議会の運営体制について、会則（案）第6条第1項の規定のように協議会の最高議決機関として総会を設置すること、会則（案）第4条及び別表の規定のように会員を選出すること、会則（案）第7条の規定のように役員を置くこと、会則（案）第10条の規定のように部会を設置できるようにすることが望ましいという協議結果となりました。

協議会の事務局について、準備会の委員である不動産関係団体及び居住支援団体には設立時点で事務局を担う意向はないこと、また、居住支援事業を実施するに当たって、住宅確保要配慮者、不動産関係団体及び家主との中立性・公平性が重要であることから、居住支援協議会への認知が不十分な設立当初においては、行政が担うことが望ましく、市が事務局を担う場合、住宅部局と福祉部局との連携が重要であるという協議結果となりました。

協議会において提供する居住支援サービスについて、平成31年度においては、現在福祉保健部地域福祉課で実施している住まいの相談窓口を実施するとともに、市、社会福祉協議会、シルバー人材センター等で既に提供している居住支援サービスの周知等を実施することが、32年度においては、第2回狛江市居住支援協議会準備会で協議する32年度以降の居住支援サービスの方向性を踏まえて、設立後の協議会において具体的な居住支援の内容を決定することが望ましいという協議結果となりました。

今後のスケジュールについて、平成 31 年 2 月 4 日に開催予定の第 2 回狛江市居住支援協議会準備会において、協議会の設立総会の概要、周知方法、事業日程及び 32 年度以降に実施する居住支援サービスの方向性等を協議し、最終報告書により報告する予定です。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

参与 岩戸児童センター及び狛江第五小学校放課後クラブ・KoKoA の内覧会等についてです。

岩戸児童センターの内覧会は、12 月 28 日午後 1 時から市長、副市長、教育長及び市議会議長向けに、同日午後 2 時から午後 4 時まで市議会議員、市幹部職員及び近隣住民向けに実施します。

次に、狛江第五小学校放課後クラブ・KoKoA について、施工業者からの引き渡しは 2 月 1 日を予定しています。2 月 16 日まで小学校の教室で実施し、2 月 16 日及び 17 日に引っ越しを行い、2 月 18 日から新施設で再開する予定です。内覧会は、1 月 28 日午後 1 時から市長、副市長、教育長及び市議会議長向けに、同日午後 2 時から午後 4 時まで市議会議員、市幹部職員、保護者及び近隣住民向けに実施します。

市長 その他何かありますか。

部長 市議会会議録の配布の休止についてです。

従来、市議会会議録は議会毎に作成し、各議員に配布していましたが、会議録については市議会ホームページで閲覧できることから、ペーパーレス化の推進による省資源化を図るため、各議員への配布を休止することを 12 月 19 日の議会運営委員会において決定しました。あわせて、理事者及び部長への配布についても休止させていただきます。

本対応は、平成 30 年第 4 回定例会の会議録からとさせていただきます。

なお、行政資料室、議会図書室、市立図書館及び地域センター図書室には従来どおり配布します。

参与 廃止でなく休止ということによろしいですか。

部長 会議録の配布は、議会の申し合わせ事項として決定しているため、今回は休止としており、次回以降の会派代表者会議で廃止の決定をしたいと考えています。

部長 会議録の配布と市議会ホームページでの公開にタイムラグは生じますか。

部長 会議録の配布とホームページでの公開は同日に行うため、タイムラグは生じないものと考えています。

市長 平成 30 年の庁議は本日で最後となりますが、30 年は狛江市にとって激動の年となり、職員の皆様も大変だったと思います。平成 31 年は、次期基本

構想・基本計画の策定を行っていくこととなります。狛江市が今後も住みよ
いまちであるよう、引き続き市民目線を失わず、市民のための行政運営を心
掛けるようにしてください。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、平
成 31 年 1 月 8 日午前 9 時から開催します。